

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町放課後児童クラブ条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成18年条例第42号

【基準】

第7条の規定による。

(保育料の返還)

第7条 既に納入された保育料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

標準処理期間 15日

備考

設定年月日	令和 3 年 12 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	